

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当行は、事業内容や成長可能性などを適切に評価する「事業性評価」を通じて、お客さまの経営課題を共有し、課題解決に向けた様々なソリューションの提供を行ってまいります。また、先進技術企業へのサポートを積極的に推進するとともに、産・学・官のネットワークを活用した様々なマッチングにより、お客様のIT・バイオ等の先進技術への積極的な支援及び利便性向上を図ることで、お客さまの「発展・飛躍」に貢献してまいります。

b. IT 実装支援

お客さまの経営課題やニーズに応じて、デジタルの切り口での解決策の提案、IT ツールの定着に向けた支援により業務効率化や生産性向上を支援してまいります。

c. 専門人材マッチング

人材に関する課題解決に向けて、ニーズに応じた適切な人材の紹介やマッチングに取り組むことによって、お客さまの成長や生産性向上をサポートしてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「地域の皆様に愛される金融グループを目指す」ことを経営理念に掲げており、取引先や顧客に対して、より価値のあるサービスを提供してまいります。また、2021 年 5 月に「サステナビリティ宣言」として表明しておりますとおり、幅広いパートナーシップを活用し事業活動を通じて地域の課題を解決することで、持続可能な地域社会の実現に貢献するとともに自らの持続的な成長に努めてまいります。

2025 年 3 月 21 日

株式会社池田泉州銀行

代表取締役頭取兼 CEO 鵜川 淳